

口座払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 条 趣旨	222
第 2 条 保険料率	222
第 3 条 保険料の払込み	222
第 4 条 口座振替が行われなかった場合の取扱い	223
第 5 条 諸変更	223
第 6 条 特則条項を適用しない場合	223

第 1 条 (趣旨)

- (1)この特則条項は、保険料^[1]の口座払込みについて定めます。
- (2)この特則条項は、保険契約者から、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)または特約条項に定める保険料の払込方法(経路)のうち、口座払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3)この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
- ①指定口座^[2]が、提携金融機関^[3]に設置されていること
 - ②保険契約者が提携金融機関^[3]に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

備考 (第 1 条)

- [1]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [3]「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。

第 2 条 (保険料率)

この特則条項を適用する保険契約^[1]の保険料率は、月払口座振替保険料率とします。ただし、主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]の前納払込みをする場合には、主約款または特約条項の定めるところによります。

備考 (第 2 条)

- [1]「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [2]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

第 3 条 (保険料の払込み)

- (1)保険料^[1]は、主約款または特約条項の規定にかかわらず、振替日^[2]に指定口座^[3]から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとし、
- (2)本条(1)の場合においては、振替日^[2]に保険料^[1]の払込みがあったものとします。
- (3)本条(1)の場合において、保険契約者が同一の指定口座^[3]から振替日^[2]を同じくする2件以上の保険契約^[4]について保険料^[1]の払込みをしようとするときは、その2件以上の保険契約^[4]の保険料^[1]の総額に相当する金額を払い込んでください。
- (4)保険契約者は、あらかじめ保険料相当額^[5]を指定口座^[3]に預入しておいてください。
- (5)会社は本条(1)により払い込まれた保険料^[1]については、領収証を発行しません。

備考 (第 3 条)

- [1]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2]「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。
- [3]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4]「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [5]本条(3)の場合は、その2件以上の保険契約の保険料の総額に相当する金額とします。

第4条（口座振替が行われなかった場合の取扱い）

- (1)振替日^[1]に保険料の口座振替が行われなかった場合は、翌月分の振替日^[1]に翌月分の保険料^[2]と合わせてその合計額について再度口座振替を行います。ただし、指定口座^[3]の預入額がその合計額に満たないときは、指定口座^[3]の預入額の範囲内で口座振替を行い、払込時期の過ぎた保険料^[2]のうちその時期の早いものにかかる保険料^[2]から払込みがあったものとします。
- (2)主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]を前納する場合であって、振替日^[1]に保険料^[2]の口座振替が行われなかったときは、本条(1)にかかわらず、翌月分の振替日^[1]に口座振替が行われなかった月数分の保険料^[2]について再度口座振替を行います。
- (3)本条(1)(2)の場合において、次の振替日^[1]までの間に主約款または特約条項の規定により保険契約の効力を失うものにあつては、保険契約者は、主約款または特約条項に定める猶予期間内に、払込時期の過ぎた保険料^[2]を会社^[4]に払い込んでください。

備考（第4条）

- [1]「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。
- [2]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [3]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第5条（諸変更）

- (1)保険契約者が指定口座^[1]を同一の提携金融機関^[2]の他の口座または他の提携金融機関^[2]の口座に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (2)保険契約者が保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (3)提携金融機関^[2]が保険料の口座振替の取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座^[1]の他の提携金融機関^[2]の口座への変更または他の保険料の払込方法（経路）の選択をしてください。
- (4)会社または提携金融機関^[2]の事情により、会社が振替日^[3]を変更したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

備考（第5条）

- [1]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [2]「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。
- [3]「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。

第6条（特別条項を適用しない場合）

次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特別条項は適用しません。

- ①保険料^[1]の払込みを必要としなくなったとき
- ②他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- ③第1条（趣旨）(3)の条件を満たさなくなったとき

備考（第6条）

- [1]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。